

# 障害者福祉避難スペースの建設

社会福祉法人 同仁会（岡山県）

住 所 岡山県玉野市木目 1461 番地

TEL 0863-71-0110

URL

## 経営理念

### 1. 基本的人権の理念

私たちは、人間同士の関わりが中心となる仕事に就くものとして、愛情と忍耐と使命感のもと、お互いの人格を尊重し合い、利用者の基本的人権と尊厳が損なわれないようにしていきます。

### 2. 共同と連帯の理念

私たちは、障害者、健常者、家族、地域の共同と連帯を目指し、人としての価値は常に平等であり、地域の住民という役割を果たせるよう、社会参加実現に向けて支援していきます。

### 3. 自立の理念

私たちは、障害者が一人の人間として地域で生活をするために、個々の目標とニーズに基づき、「自立」に向けて現実的・具体的な生活力がつくよう支援していきます。

## 事業内容及び定員

障害者支援施設（生活介護 + 施設入所支援）（80名）	1 箇所
多機能事業所（生活介護 + 就労継続支援 B 型）（40名）	1 箇所
就労継続支援 A 型（14名）	1 箇所
就労継続支援 B 型（20名）	1 箇所
地域活動支援センター（15名）	1 箇所
放課後等デイサービス（10名）	1 箇所
グループホーム（計 20名）	4 箇所
短期入所事業（8名）障害者支援施設に併設 相談支援事業所	
特別養護老人ホーム（29名）	1 箇所

## 収 入 （法人全体） 平成26年度決算

① 社会福祉事業	767,289,295 円
② 公益事業	4,084,770 円
③ 収益事業	0 円
合計	771,338,065 円

## 職 員 数 （法人全体）

約 159 名（非常勤含む）

当面する  
経営課題

1. 高齢障害者への処遇の充実
2. 障害者の地域生活の支援
3. 高齢化している家族への支援
4. 成年後見支援から意思決定支援
5. 避難スペースの備蓄品と設備の充実、関係機関や住民との訓練
6. 人材確保
7. 強度行動障害者への支援強化と虐待防止

取り組みに  
着手した  
理由、背景

阪神淡路大震災、東日本大震災等、被災している障害者の避難場所で、健常者のように大きな集団の中で過ごすことが難しく、避難場所に入ることも出来なかったり入れても追い出され、避難所を転々とする障害者もいた。

また、福島第一原発事故の影響で、施設ごと他県に避難せざるを得ない施設もあった。

近日中に起こると言われている東南海トラフ地震の被害想定が格段にあがり、四国・紀伊半島名古屋近郊などに重大な被害、影響を及ぼす事が判明し、対策を急ぐことにした。

取り組みの  
現時点  
での効果

福祉避難所を設置することで大規模な災害時には、近隣の高齢者や障害者を対象に福祉避難所を開設することとし、避難所内には飲料水や食料品の備蓄している。また、停電になった際には3日間電力供給できる自家発電を設置し、有事の際に備えている。

東京都中央区が玉野市と姉妹都市でもあり、関東・東海地区の災害に備えた協力と四国沖で南海トラフ地震が起きた際に、岡山、玉野地域よりも四国地方の甚大な被害が予想され、避難場所や支援物資の後方支援基地としても期待され始めた。

また、地域住民からも、避難場所として期待されており、食糧の備蓄（一般の避難所には食糧備蓄はない）や移動式の発電機設置を進めたので少し安心感が出ているようである。

なお当法人の取り組みの結果、県内でも障害者福祉避難所の設置が進んでいる。

## 平成 24 年度社会福祉施設整備事業計画書

審査会	平成 年 月 日審査		
施設名	社会福祉法人同仁会のぞみ園	施設種別	障害者支援施設
(現所在地) 建設予定地	岡山県玉野市木目 1461	整備区分	創設
民間補助金の有無	有・〇無（有の場合は、国庫補助とのすみ分けを示す色分け平面図）		
施設整備を必要とする理由	<p>1. 施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性</p> <p>東日本大震災では 津波により障害者等が逃げ遅れて死亡したり、体育館等に避難出来ても生活スペースを確保したり福祉サービスを受けることがきわめて困難で、避難所を見て入るのをあきらめたり、やむなく入っても一般の避難者とのトラブルが発生し避難所を転々とするケースや 挙げ句の果てに他県に丸ごと避難する施設もあった。</p> <p>災害時においても地域で必要な支援を受けながら、災害弱者の障害者等の避難場所の確保と運営の事前準備は（特に移動支援と避難所生活支援は充分な対応策を講じておくべきである。）喫緊の課題となっている</p> <p>2. 整備予定地の選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉野市より地域防災計画に位置づけられる福祉避難所として指定の要請を当法人は受けている。</li> <li>・東日本大震災で通所施設は 事業継続計画との関係で避難所とするには問題があった。玉野市内で入所の支援施設は当施設だけでありバリアフリー化されており生活相談員等の確保が出来ている。</li> <li>・愛育委員会と一時避難場所として・また災害時の応援協定を結んでいる。</li> <li>・隣接の荘内中学校とは地域交流の一環でボランティア活動で交流があり、一般の住民の避難場所となっている。その隣に福祉避難スペースがあれば、生活スペースが確保でき 更にボランティア支援や福祉サービス等を受けやすくなる。</li> <li>・当法人には 自立支援協議会の事務局があり、行政や社会福祉協議会等と有機的な支援連絡体制を持っている。沿岸部が被害にあった場合には 後方支援体制が出来る。（これまでも 市役所が高潮被害で全所有車が水没したとき当法人からトラックなど数ヶ月お貸しした。）</li> <li>・当法人には地域交流スペースの他 地域に日中活動センターがあり障害者等 30名が長期的に避難生活をして可能なスペースや設備の確保は可能である</li> </ul> <p>3. 上記の外に緊急に整備を必要とする理由</p> <p>平成24年8月の中央防災会議で南海トラフ地震による大規模な被害が想定され 岡山県南の平野部や玉野市の沿岸部被害は甚大なものになると思われ緊急の整備が必要。</p>		

(添付資料)

# 災害時における一時避難場所に関する協定書

社会福祉法人同仁会（以下「甲」という）と荘内地区愛育委員会（以下「乙」という）は、災害時において 荘内学区住民（以下「学区住民」という）の安全確保のため、甲の所有し管理する のぞみ園等の施設（以下「施設」という）及び土地の一部を一時避難場所として活用するにあたり、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定書は、学区内において災害が発生し、または発生する恐れのある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

この協定書において「災害」とはゲリラ豪雨、台風等の風水害及び地震、その他学区住民に相当の被害が想定される事象をいう。

## （要請）

第2条 乙は災害が発生または発生する恐れがある場合、学区住民に対し避難勧告または避難指示が発令されたとき、あるいは学区住民自ら自主避難をする場合、甲に対し一時避難場所として施設の使用を要請することができる。

2 乙が甲に要請するにあたっては、電話等をもって施設の管理者（以下「施設長」という）に要請する。（ただし、災害の状況によっていとまがない場合は避難後に報告し、要請する）

3 乙は、甲に施設の利用可能状況を確認し、一時避難場所の範囲及び開設時間等を学区住民に連絡する。

## （対象施設及び土地）

第3条 対象とする施設は、のぞみ園等の施設（玉野市相1461）とする。  
ただし災害の発生状況等により前記の施設が使用できない場合や前記以外の施設の使用が必要となった場合は、甲乙協議して決める。

## （避難時場所の管理及び協力）

第4条 避難時の管理運営は、乙の責任において避難者が協働で行うものとし、甲はこれに協力し指揮する。

2 施設の鍵の開閉は、甲によって行うものとする。

3 施設で必要な物品等が発生した場合には、乙は甲に要請し、甲は可能な範囲内で準備又は乙に貸与し、後日清算するものとする。

4 長期避難場所に移動が余儀無く生じたときは、乙は施設入居者の方々を支援し、避難者及び施設入居者と共に避難する。

5 乙は、施設の使用については、本協定書の趣旨に沿って誠実に行うものとし、甲乙とも安全配慮に留意の上でこれを使用するものとする。

6 乙の施設使用にあたり、避難者等の故意または過失によって負傷等の事故を起こした場合、甲はその責を負わないものとする。また甲の故意または過失によって避難者等に負傷等の事故を起こした場合、乙はその責を負わないものとする。

7 乙の施設使用にあたり、避難者等の故意または過失によって施設利用者に対する負傷等の事故を起こした場合、乙はその責任においてこれに誠実に対応するものとする。

(経費の負担)

第5条 避難所の施設提供にかかる諸費用は次項に基づき解決する。

2 乙は、避難所の運営に関して、止むを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には必要に応じて、その対価を負担するものとする。

3 乙は、避難者等が甲の施設及び設備等を破損、汚損及び物品を紛失した時はこれに係る修繕費を負担しなければならない。

4 前項の規定による負担額に疑義が生じたときは甲乙で協議し解決する。

(個人情報の保護)

第6条 甲は、避難所開設によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た個人情報は保護に努めなければならない。

2 乙は、避難時に見識した甲の所有する経営ノウハウ及び情報について最大限の努力をもって秘密保護に努めなければならない。

(防災訓練参加)

第7条 甲は、乙が実施する防災訓練に必要な応じて参加することができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては施設長、乙においては荘内地区愛育委員会会長とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた時は、甲乙双方で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までとし、甲又は乙から解除の申し入れがない限り、同一の内容をもって一年間継続するものとし、以下同様に取り扱うものとする。

2 この協定書を証するため、協定書は2通作成し甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月1日

甲 玉野市木目1461番地  
社会福祉法人同仁会  
理事長 福田 範



乙 玉野市荘内地区愛育委員会  
会長 松浦 満利



## 災害時応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、火災、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、玉野市荘内地区愛育委員会（以下「甲」という。）と社会福祉法人同仁会 障害者支援施設のぞみ園等（以下「乙」という。）が相互に協力して、その機能を最大限に発揮し、救出・救護活動等を行うとともに、被害を最小限に防止することを目的とする。

### (応援方法)

第2条 甲の区域又は乙の建物に火災等が発生した場合、受援側の責任者の要請又は応援側の責任者の状況判断により応援するものとする。この場合における応援者の編成等については、応援側において決定するものとする。

### (指揮系統)

第3条 応援側は、受援側の最高責任者の指揮に従い、活動するものとする。

### (伝達方法)

第4条 甲又は乙の責任者は、火災等が発生した場合には、連合町内会または別に定める自主防災会等を通じて伝達を行うものとする。

### (資器材等の提供)

第5条 甲又は乙は、火災を覚知した場合、応援に必要な資器材等の提供を可能な範囲で行うものとする。

### (活動の任務等)

第6条 応援者の活動任務は、救出・救護活動等を主眼として行うものとする。

### (経費の負担)

第7条 応援に要した経常的な経費の負担は、甲、乙の話し合いにより決定するものとする。

### (訓練等)

第8条 甲又は乙は、第1条の目的を達成するため、防災訓練又は自衛消防訓練を行うときは、相互に連絡を取り、努めて合同で行うものとする。

### (損害補償)

第9条 甲又は乙は、応援活動によって生じた損害については、各々加入する

賠償保険等の中で対応するものとする。ただし、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものはこの限りではない。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、火災等発生時の応援対策等を検討するため、相互間において情報交換等を適宜行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の両者間において協議し決定するものとする。

(実施細部)

第12条 この協定に基づく応援要綱等については、別に定める要綱によるものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

この協定の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までとし、甲又は乙から解除の申し入れがない限り、同一の内容をもって一年間継続するものとし、以下同様に取り扱うものとする。

平成24年8月1日

甲 玉野市荘内地区愛育委員会  
会長 松浦 満利 

乙 玉野市木目1461番地  
社会福祉法人同仁会  
理事長 福田 範 

## 整備工事実施後の施設の平面図

都道府県市名 岡山県玉野市  
 法人名 同仁会  
 施設名 のぞみ園

建物の名称	避難スペース	3階建1, 2階 3階部分
1 構造	造	鉄骨造 3 階建
2 延面積		215.78㎡
3 着工予定年月日		平成25年 6月 1日
4 竣工予定年月日		平成25年 11月30日
5 入所人員		30 名
6 その他参考事項		平面図別添 添付の通り

### (記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設等を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

### (添付資料)

- 1 工事関係資料（工程表、設計図、部屋別面積表）
- 2 用地関係資料
  - ・取得の場合（贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本）
  - ・貸与を受ける場合（地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本）
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。



のぞみ園に整備された災害時の障害者専用避難所



障害者支援施設ののぞみ園(木目)に、災害時の障害者専用避難所が完成した。地域の障害者が対象で定員30人。28日、現地で竣工式が行われた。

### のぞみ園 地域の30人定員

震災被災地で障害者が一般の避難所に入るのを断られたケースがあったことなどを踏まえ整備した。鉄骨2階延べ201平方メートル、1階は和室の避難スペース30平方メートル、多目的倉庫、キッチン、2階は洋室の避難スペース60平方メートルなど。両階とも男女別トイレがある。車椅子のまま利用できるエレベーター、

連続80時間運転可能な自家発電機も備える。国の補助を受けて2013年11月に着工し、総事業費約5302万円。隣接の荘内中が一般の避難所になるため、障害者と家族が別々の避難所に入った場合などの連携も期待できる。

竣工式には、同園を運営する社会福祉法人同仁会役員、黒田晋市長、市議、地元団体の代表ら約40人が出席。同会の遠迫美由紀理事長が「避難所は、地域の障害者が災害時に安全で安心して避難できるように整備した。新たな福祉ニーズに積極的に取り組み、社会福祉法人としてふさわしい地域貢献や運営の透明化を進めていきたい」とあいさつした。

(卜吉茂実)

## 自家発電80時間可能

# 障害者用の避難所完成

電子版なら他の地域版も読める  
山陽新聞デジタル  
0826-71111 / WWW.SANYONNEWS.jp

身近なニュース  
会合、催しなど  
お知らせくだ



# 私たちの備え

減災社会を目指して

東日本大震災が発生して3年前、家族で暮らした福島県郡山市で被災し、その年の夏、玉野市に避難した。激しい揺れが続く中、雪も降り始め、世界が終わったと思った。午前でも午後でも、時計の針が発生時刻と同じ2時46分近くを指すのを見ると、今も嫌な気分になる。



知的、精神障害者は住み慣れた場所を離れたら、日課がこなせない大きなストレスになることが多い。のぞみ園(玉野市木目)が工事で2時間停電した先日、利用

園内では障害者専用の避難所の整備が進んでおり、近くオープンする。鉄骨2階建て215平方メートル、約100平方メートルの大部屋や広いトイレ、発電

施設職員 武田 あき子さん(39) = 玉野市玉原



のぞみ園が整備している障害者向け避難所

## 障害者用の避難所整備

装置などを備える。耐入れを想定している。近震構造の入所者用施設との併せ、地震や津波で被災した県南沿岸部の障害者30人程度の受け

東北の被災地では精神、知的障害者らが夜中に歩き回ったりすること

が問題になり、避難所に入れないケースもあった。自閉症など見知らぬ大勢の人と一緒に過ごすことが難しい人たちがいる。車いす利用者ら

II おわり

### 災害弱者の二次被害防げ

記者の一言

のぞみ園の浜川雅夫園長(60)は震災後間もない被災地を訪れ、障害者が避難所からも「避難し、休業中のホテルにぎゅうぎゅう詰めで雨露をしのぐ姿を目の当たりにした。専用の避難所の必要性を痛感したという。

被災地では重度の障害者や聴覚、精神障害者たちの避難所での孤立が伝えられた。障害者ら「災害弱者」の二次的な被害を防ぐためには、ハード面の充実に加え、武田さんが指摘する「寄り添う」心の醸成が何よりも大切だろう。(柘植祐二)

社会福祉法人同仁会

障害者支援施設のぞみ園 避難スペース



外 観



多目的倉庫



1 F 避難スペース



2 F 避難スペース



男子トイレ



女子トイレ



1 F 倉庫